

通所介護事業所

介護予防・日常生活支援事業 (総合事業)に係る事業者説明会

平成29年12月21日
福祉部長寿福祉課

本日の説明内容

- 1 サービスの内容・基準等
- 2 サービス単価等
- 3 事業者指定等
- 4 自立支援に関する取り組みについて

1 サービスの内容・基準等

通所型サービスの基準等

サービス種別	基準型通所サービス	基準緩和型通所サービス
サービス内容	従前の介護予防通所介護と同内容	
対象者とサービス提供の考え方	対象者は従前の介護予防通所介護と変更なし <u>利用者の自立支援に着目したメニューを実施</u>	実施しない
対象者	要支援1・2 チェックリスト該当者	
利用者負担額	原則 1割 一定以上所得者 2割	
介護予防ケアマネジメント	必要	

1 サービスの内容・基準等

通所型サービスの基準等

サービス種別	基準型通所サービス	基準緩和型通所サービス
実施方法	事業者指定	
人員基準	<p>○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているのみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(波線部分)</p> <ul style="list-style-type: none">・管理者※常勤・専従1以上・生活相談員専従1以上・看護職員専従1以上・介護職員～15人専従1以上15人～利用者1人に専従0.2以上(生活相談員・介護職員の1以上は常勤)・機能訓練指導員1以上 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員4人以上</p>	実施しない
設備基準	<p>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none">・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)・静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に必要な設備・必要なその他の設備・備品	
運営基準	<ul style="list-style-type: none">・個別サービス計画の作成・運営規程等の説明・同意・提供拒否の禁止・衛生管理等・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等	

1 サービスの内容・基準等

通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

サービス種別		基準型通所サービス	基準緩和型通所サービス
実施方法		事業者指定	
一体的に実施する場合の介護給付の基準	人員	<p>○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているのみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(波線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【例】利用者が要介護者20人、要支援者要支援者10人の場合 →介護職員 4人以上</p>	実施しない
	設備	<p>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成・運営規程等の説明・同意・提供拒否の禁止 ・衛生管理等・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	

2 サービスの単価等

通所型サービス

サービス種別	基準型通所サービス	基準緩和型通所サービス
単価	要支援1・要支援2・ チェックリスト該当者(事業対象者) 週1回程度 378単位/回 (月4回超) 1,647単位/月 要支援2 週2回程度 389単位/回 (月8回超) 3,377単位/月	実施しない
加算等	従前の介護予防通所介護の加算体系に準ずる	

3 事業者指定等

事業者指定について

指定を受けるサービス	事業者区分	指定手続	指定申請時期
通所型サービス	平成27年3月31日において介護予防通所介護の指定を受けていた事業者 (みなし指定の対象であった事業所)	みなし指定の期間終了の為、新たに南あわじ市の指定を受ける必要あり	平成30年 2月初旬～ 2月中旬を予定 (時期が近づいてきた時点で案内を差し上げます)
	平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所 (みなし指定の対象ではない事業所)	既に指定を行っているので新たな指定申請は不要	

3 事業者指定等

事業者指定について

- 指定申請の様式等は南あわじ市ホームページよりダウンロードしていただけます。
- 基準緩和型訪問サービスについては、現在の申請書では申請が出来ません。2月以降新たな申請書を掲載する予定です。
- アドレス↓

<http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/choujyu/sougoujigyou.html>

平成30年度以降のサービスコードについて

(1) 訪問型サービスの場合

サービス種類コード	サービス種類名
A2	基準型訪問サービス (現行相当サービス)
A3 (予定)	基準緩和型訪問サービス

(2) 通所型サービスの場合

サービス種類コード	サービス種類名
A6	基準型通所サービス (現行相当サービス)

平成30年4月以降、A1(訪問型サービス(みなし))、A5(通所型サービス(みなし))は使用できなくなります。

※平成30年3月頃にアップする「総合事業サービスコード単位数表マスタ(CSV)」を市ホームページからダウンロードし、各事業所で使用している請求ソフトに取り込んでください。

通所型サービス 指定申請書類①

	添付書類	様式の有無	申請者 確認欄	備考
1	南あわじ市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）申請書	様式第1号		
2	通所型サービス事業所の指定に係る記載事項	付表2 付表2の2		
3	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	参考様式8		
4	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	参考様式9		
5	兵庫県発行の介護予防通所介護指定通知書の写し			

通所型サービス 指定申請書類②

6	申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は 条例等			<p>平成 29 年 3 月 31 日 までに通所介護の指 定を兵庫県から受け ている事業者は、6 ～15の書類は提出不 要。</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 以降に通所介護の指 定を兵庫県から受け る事業者は、兵庫県へ 提出した 6～15 の添 付書類写しを提出。</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 以降に総合事業のみの 指定を南あわじ市か ら受ける事業者は、6 ～15の添付書類を提 出。</p>
7	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式 1		
8	管理者の経歴書	参考様式 2		
9	平面図	参考様式 3		
10	設備・備品等一覧表	参考様式 4		
11	運営規程（料金表を含む。）			
12	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要	参考様式 5		
13	サービス提供実施単位一覧表	参考様式 6		
14	当該申請に係る資産の状況			
15	誓約書	参考様式 7		
16	その他	指定権者が必要とする書類		

4 自立支援に関する取り組みについて

平成30年度に向けての予定

時期	予定
平成29年12月	・訪問介護事業所・通所介護事業所事業所説明会
平成30年1月	・平成30年度制度変更に伴う利用者周知用のチラシを作成。配布予定。
平成30年2月	・総合事業実施事業所として 訪問・通所事業所の事業所指定申請受付開始
平成30年2月～3月	・総合事業 事業所の国保連への登録 ・新サービスコードの国保連への登録
平成30年3月末	・ケアシティ使用期限終了 (3月中に新システム使用説明会を実施予定)
平成30年4月	・チェックリストによる事業対象者の認定開始 ・平成30年度の総合事業についての制度周知(広報) ・新地域包括支援センターシステム稼働開始
平成30年5月	・4月サービス分請求(新コード使用による請求開始)